

## 違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会設置要領（案）

## 1 目的

政府がグリーン購入法に基づき木材・木材製品に合法証明等を求める措置を導入したことに伴い、業界団体、事業者においては、林野庁ガイドラインに示された証明方法を参照しつつ合法証明等に取り組むことになると考えられるが、本部会においては、これに関する業界団体、事業者の取組状況等に関する調査、検証結果も踏まえつつ、証明方法のあり方（ガイドライン）について検討を行うことを目的とする。

## 2 構成員

林野庁ガイドラインの検討等に関係した林業、木材関係の業界団体及び環境 NGO、並びに学識経験者から全国木材組合連合会会長が委嘱する。（別紙）

## 3 検討事項

- （1）証明方法のあり方（ガイドライン）に関すること
- （2）その他上記の検討に関連する事項

## 4 座長

- （1）証明方法検討部会に会を代表する座長をおく。
- （2）座長は全国木材組合連合会会長が指名する。

## 5 事務局

事務局は全国木材組合連合会におく。

## 6 情報の公開

検討結果の概要を全国木材組合連合会のホームページにおいて公表する。

（別紙：略）